

役員報酬に関する規定

特定非営利活動法人 DPI 日本会議

特定非営利活動法人 DPI 日本会議臨時総会議決（2013 年 11 月 30 日）

（目的）

第 1 条 この規程は、定款第 19 条に定める特定非営利活動法人 DPI 日本会議の役員報酬の基準について定めることを目的とする。

（報酬及び費用の支給）

第 2 条 この法人は、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

特定非営利活動法人DPI日本会議 賃金規程

(賃金の構成)

第1条 賃金の構成は、次のとおりとする。

賃金――基本給

手当――住宅手当、扶養手当、通勤手当、役付手当、その他

(基本給及び初任給)

第2条 基本給は、本人の技能経験、職務遂行能力を主体とし、これに年齢、勤続年数及び学識などを加味して、別に定める基本給表を参考に、各人別に決定する。

給与額の改定については、毎年4月1日をもって実施する。

2 新規採用者の初任給は、本人の年齢・経験等を考慮し当法人の同等者を基準として決定する。

3 週4日以下の非常勤従業員に対しては、基本給表を週5日勤務として相当分を計算し決定することとする。

(住宅手当)

第3条 住宅手当は、社宅入居者以外の従業員に対し、次に掲げる区分により支給する。

① 住宅を賃借している従業員

月額賃借料*の半額/扶養家族を除く同居人数(上限3万円)

*権利金、敷金、礼金、保証金、共益費、その他これらに類するものを除く

② 上記以外の従業員 月額10,000円

(扶養手当)

第4条 扶養家族がいる従業員に対し、以下の手当を支給する。

一人目・・・月額10,000円

二人目以降・・・一人当たり、月額5,000円増

2 扶養家族とは、従業員の収入によって生計を維持されている以下の親族をさす。

① 父母、祖父母

② 配偶者(内縁関係も含む)

③ 子、孫および兄弟姉妹

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、公共交通機関および、自家用車を利用して通勤するものについて

は、以下の通り通勤手当を支給する。ただし、自転車、徒歩で通勤するものには支給しない。

- ① 公共交通機関を利用しているもの：実費額
- ② 自家用車を利用しているもの：往復経路1キロあたり15円×勤務日数の額
- ③ 特段の事情がある場合に限り、自宅最寄り駅での駐車場代を支給する：実費額

注) 5万円の限度額は、別表に加筆する。

- 2 前項の通勤手当は、その月度の全就業日を欠勤した場合は、これを支給しない。月度の中途における就業、不就業および転居など異動を生じた場合の取扱いは、日割計算する。

(役付手当)

- 第6条 役付手当は、管理職又はこれと同格の者、及び役付にある者に支給する。支給額については、業務内容を勘案し、事務局長が決定する。

(休暇等の賃金)

- 第7条 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。
- 2 産前産後の休業期間、母性健康管理のための休暇、育児・介護休業法に基づく育児休業及び介護休業の期間、育児時間、生理日の休暇の期間は、無給とする。
 - 3 慶弔休暇の期間は、第1項の賃金を支給する。
 - 4 休職期間中は、賃金を支給しない。

(欠勤等の扱い)

- 第8条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出の欠務時間については、1時間当たりの賃金額に欠務時間の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。

(賃金の計算期間及び支払日)

- 第9条 賃金は、毎月20日に締め切り当月25日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときはその前の平日に繰り上げて支払う。

- 2 計算期間中の中途で採用され、又は退職した場合の賃金は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

(賃金の支払いと控除)

第10条 賃金は、通貨、あるいは本人の同意を得て同人が指定する銀行、その他の金融機関の同人名義の口座へ振り込みにより支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の場合は請求があれば支払日前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。

① 従業員の死亡、退職、解雇のとき

② その他非常の場合の出費に充てる場合であって、当法人が必要と判断したとき

- 3 次に掲げるものは、賃金から控除するものとする。

① 法令で定めるもの

源泉所得税、住民税、雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料の被保険者負担分

(昇給)

第11条 昇給は、別表の基本給表をもって、行うものとする。ただし、当法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合にはこの限りではない。

- 2 前項のほか、特別に必要がある場合は、臨時に昇給を行うことがある。

(賞与)

第12条 契約時において、従業員は、基本給の一部を賞与として支給されることを選択できる。希望する従業員に対しての支給する額や支給時期、支給方法などの詳細を当法人と従業員との間でその都度話し合いの上決定する。

例) 基本給20万円＝手当を除く年収240万円

・・・完全月給制 : 基本給20万円＋手当

・・・賞与付月給制 : 基本給18万円＋手当および賞与12万円が2回

- 2 その他の場合の賞与は、原則として支給しないが、業績判断によって使用者が判断して支給をおこなうこともある。

〈 附則 〉

第1条 この規則は、平成 17年 9月 21日から施行する。

〈 附則 〉

第1条 この規則は、平成 22年 3月 21日から施行する。

〈 附則 〉

第1条 この規則は、平成 29年 12月 21日から施行する。

(別表) 基本給 参考表

DPI区勤務年数	前職の勤務経験年数														
	3年未満		3年以上			5年以上			10年以上			20年以上			
	A	B・C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	
1年目	14.0	18.0	16.0	19.0	20.0	18.0	21.0	22.0	19.0	22.0	23.0	20.0	22.0	24.0	
3年目	16.0	20.0	18.0	21.0	22.0	19.0	22.0	23.0	20.0	22.5	24.0	21.0	23.5	25.0	
5年目	17.5	21.5	19.5	22.0	23.5	20.0	22.5	24.0	21.0	23.0	25.0	〃	25.0	〃	
10年目	19.0	23.0	21.0	23.5	25.0	21.0	24.0	25.0	〃	25.0	〃	〃	〃	〃	
15年目以降	21.0	25.0	〃	25.0	〃	〃	25.0	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

A	障害年金受給者(=年金を受給している障害者はすべてここに当てはまる。)
B	(無年金障害者および障害を持たない職員)一般企業での職務経験年数
C	(無年金障害者および障害を持たない職員)障害当事者団体、CIL等での実務経験年数

住宅手当	第3条(住宅手当)に基づく
扶養手当	扶養家族がいる場合1万円(一人増えるごとに5千円増)
役付手当	役職者につき2万円~5万円
通勤手当	第5条(通勤手当)第1項の支給額は5万円を上限額とする

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人ディーピーアイ日本会議	事業年度	平成30年4月1日～平成31年3月31日
-----	----------------------	------	----------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	2,295,000 円
賛助会員受取会費	1,240,000 円
受取寄付金	3,723,494 円
受取指定寄付金	2,596,250 円
受取助成金	10,619,312 円
委員派遣・ヒアリング謝金（政策提言事業）	113,925 円
集会参加費収入（政策提言事業）	47,000 円
集会参加費収入（調査研究事業）	53,000 円
購読会員受取会費（広報啓発事業）	191,000 円
印税・原稿料（広報啓発事業）	134,000 円
バナー広告料（広報啓発事業）	441,200 円
書籍等物品販売（広報啓発事業）	612,500 円
点字印刷（普及参画事業）	7,186,880 円
講師派遣収入（普及参画事業）	6,598,088 円
研修受託収入（普及参画事業）	58,000 円
施設提供（普及参画事業）	2,473,200 円
集会参加費収入（普及参画事業）	530,500 円
財産管理委託（権利擁護事業）	29,180 円
JICA アフリカ研修事業受託（国際活動事業）	5,801,020 円
JICA 草の根南アフリカ（国際活動事業）	17,990,000 円
国際事業業務委託（国際活動事業）	630,000 円
（株）全国通販委託（ロイヤリティを得る事業）	2,000,000 円
雑収入・受取利息	15,759 円
合 計	65,379,308 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
該当なし	円
合 計	円

(3) その他

特になし

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
季刊誌『ssk DPI-われら自身の声』	868円	2016年度で休止、バックナンバーの販売継続
隔月刊誌『ssks われら自身の声』	108円	2017年度から隔月発行に変更
年間購読会費	1,000円	隔月刊紙、臨時号の送付
書籍 合理的配慮、差別的取扱いとは何か	1,944円	社員については1割引
書籍 そのとき、被災障害者は…	1,944円	社員については1割引
書籍 知っていますか？障害者の権利一問一答	1,296円	社員については1割引
イエローリボン (ピンバッジ)	300円	社員については100円引
イエローバンド (ラバーバンド)	200円	
書籍 障害者が街を歩けば差別にあたる!?	1,728円	社員については1割引

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
事務所スペース	30,000円	月額料金 (水光熱費、備品使用込)
事務所スペース	183,600円	月額料金 (水光熱費、備品使用込)
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
点字印刷	円	チラシ参照※1
季刊誌広告	円	チラシ参照※2
外部講師等謝礼	円	資料参照※3
DPI 障害者政策討論集会参加費	3,000円	資料代
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		23,823,600 円	アフリカ研修受託、草の根事業
		5,720,000 円	講師派遣事業、加盟団体会費、バナー広告、点字印刷
		3,907,000 円	地域福祉振興事業助成金
		2,861,349 円	障害者雇用助成金
		3,907,000 円	事務所使用料

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		5,395,044 円	事務所家賃支払
		2,199,100 円	アフリカ研修事業経費、活動支援助成
		2,154,437 円	給与
		1,702,550 円	草の根事業旅費
		1,239,600 円	従業員社宅家賃支払

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
			通年	85,377 円	書籍等物品販売
			通年	150 円	書籍等物品販売
			通年	14,250 円	書籍等物品販売

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	貸付年月日	対価の額	譲渡資産の内容等
該当なし					

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	平成30年9月19日	168,900円	[Redacted] アフリカ研修・講師謝金
			平成30年9月14日	21,900円	[Redacted] アフリカ研修・講師謝金
			平成30年9月6日	11,000円	[Redacted] アフリカ研修・講師謝金
			平成30年8月31日	25,200円	[Redacted] アフリカ研修・講師謝金
			平成30年8月31日	304,550円	[Redacted] アフリカ研修・講師謝金
			平成30年8月31日	13,000円	[Redacted] アフリカ研修・講師謝金
			平成30年8月31日	66,500円	[Redacted] アフリカ研修・講師謝金
			平成30年8月31日	9,150円	[Redacted] アフリカ研修・講師謝金
			平成30年8月31日	14,400円	[Redacted] アフリカ研修・講師謝金
			通年	360,000円	事務所スペース（水光熱費、備品使用込）
			平成30年8月31日～9月13日	95,100円	[Redacted] アフリカ研修・講師謝金
			平成30年12月1日～2日	44,548円	政策討論集会講師者金
			平成30年12月1日	40,000円	政策討論集会手話通訳者金
			平成30年7月25日～平成31年1月25日	482,198円	運営サポート業務委託
			平成31年3月25日～28日	295,000円	報告書用データ作成業務委託

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の子族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
該当なし	円	

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
21名	27,834,892円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
平成30年 5月28日			全国集会開催支援	300,000円
平成30年 7月12日			全国集会開催支援	293,000円
平成30年 6月29日			活動支援	300,000円
平成31年 1月8日			活動支援	450,000円
	合計			1,343,000円

7 海外への送金等に関する事項（その金額が200万円以下の場合に限る。） [⑦200万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使途	金額
平成30年 4月25日	草の根事業 現地スタッフ給与 (THB33,803.09)	120,000円
平成30年 5月22日	草の根事業 現地経費	2,000,000円
平成30年 5月25日	草の根事業 現地スタッフ給与 (THB34,384.24)	120,000円
平成30年 6月25日	草の根事業 現地スタッフ給与 (THB35,190.90)	120,000円
平成30年 7月6日	DPI-AP 現地活動費	1,718,652円
平成30年 7月25日	草の根事業 現地スタッフ給与 (THB35,088.01)	120,000円
平成30年 8月24日	草の根事業 現地スタッフ給与 (THB34,483.04)	120,000円
平成30年 9月25日	草の根事業 現地スタッフ給与 (THB33,613.72)	120,000円
平成30年 9月10日	草の根事業 現地経費	2,000,000円
平成30年 10月25日	草の根事業 現地スタッフ給与 (THB34,384.24)	120,000円
平成30年 11月22日	草の根事業 現地スタッフ給与 (THB33,994.61)	120,000円

平成 30 年 12 月 25 日	草の根事業 現地スタッフ給与 (THB34,782.89)	120,000 円
平成 31 年 1 月 8 日	DPI-AP 現地活動費	486,948 円
平成 31 年 1 月 25 日	草の根事業 現地スタッフ給与 (THB33,803.09)	120,000 円
平成 31 年 2 月 25 日	草の根事業 現地スタッフ給与 (THB33,058.12)	120,000 円
平成 31 年 2 月 27 日	草の根事業 現地経費	2,000,000 円
平成 31 年 3 月 25 日	草の根事業 現地スタッフ給与 (THB33,708.14)	120,000 円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人ディーピーアイ日本会議	チェック欄
-----	----------------------	-------

<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>	
---	--

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	30年4月1日～31年3月31日	27人	2人	7.4%	5人	18.5%
㉒	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉓	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

(例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正会員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 ディーピーアイ日本会議	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		27人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		2人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		5人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	職	
中西正司		理事		○							平成13年 11月30日就任
中西由紀子		理事		○							平成13年 11月30日就任
西村正樹		理事		○							平成13年 11月30日就任
平野みどり		理事		○							平成13年 11月30日就任
尾上浩二		理事		○							平成13年 11月30日就任
大濱眞		理事		○							平成14年 7月1日就任
八幡孝雄		理事		○							平成18年 7月1日就任
戸田二郎		理事		○							平成18年 7月1日就任
辻直哉		理事		○							平成18年 7月1日就任
横山晃久		理事		○							平成22年 7月1日就任
江戸徹		理事		○							平成22年 7月1日就任
佐藤聡		理事		○							平成22年 7月1日就任

伊藤秀樹	理事	○								平成 24 年 7 月 1 日就任
加藤眞規子	理事	○								平成 24 年 7 月 1 日就任
殿岡 翼	理事	○								平成 22 年 7 月 1 日就任、 平成 30 年 6 月 30 日辞任
今村 登	理事	○								平成 26 年 7 月 1 日就任
白井誠一郎	理事	○								平成 26 年 7 月 1 日就任
西尾元秀	理事	○								平成 26 年 7 月 1 日就任
下林慶史	理事	○								平成 26 年 7 月 1 日就任
片山久美子	理事	○								平成 26 年 7 月 1 日就任
矢賀 道子	理事	○								平成 28 年 8 月 13 日就任
海老原宏美	理事	○								平成 28 年 7 月 1 日就任
佐々木貞子	理事	○								平成 28 年 7 月 1 日就任
坪井 英里	理事	○								平成 28 年 7 月 1 日就任
山崎 恵	理事	○								平成 28 年 7 月 1 日就任
長位鈴子	理事	○								平成 30 年 7 月 1 日就任
野口俊彦	監事	○								平成 19 年 7 月 1 日就任
山田昭義	監事 理事	○								(理事) 平成 25 年 10 月 28 日就 任、平成 26 年 6 月 30 日辞任 (監事) 平成 26 年 7 月 1 日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2


法人名	特定非営利活動法人 ディーピーアイ日本会議		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳	手書きノート	随時	7年
総勘定元帳	会計ソフト (弥生会計) 使用 ルーズリーフ	随時	7年
仕訳日記帳	会計ソフト (弥生会計) 使用 ルーズリーフ	1回/週	7年
振替伝票	単票 ルーズリーフ	随時	7年
出金伝票	単票 ルーズリーフ	随時	7年
入金伝票	単票 ルーズリーフ	随時	7年
貸金台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	毎月25日	7年
固定資産台帳兼減価償却計算表	会計ソフト (弥生会計) 使用 ルーズリーフ	年1回	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 ディーピーアイ日本会議					チェック欄	
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>							
イ							
項	目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
	宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項	目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
	役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉) (ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 ディーピーアイ日本会議	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同 意 <input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 ディーピーアイ日本会議
-----	-----------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること					チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと					チェック欄
✓					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
①	②	③	④	⑤	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
⑨ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 ディーピーアイ日本会議	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	----------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ